

広島県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定によつて、次のとおり告示する。

令和二年四月二十三日

広島県監査委員 松岡宏道
同 金口巖
同 奥兆生
同 川上俊幸

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
檜崎 晶子	広島市東区若草町一―一―二〇〇三
安部 貴之	広島市中区白島北町一八―三―四〇一
藤岡 達麻	広島市南区段原山崎二丁目四―一八―七〇一
前田 有紀	広島市南区段原山崎一丁目五―一四―二〇二
車元 晋	広島市中区白島中町一七―二六―七〇一

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間

令和二年四月十五日から令和三年三月三十一日まで